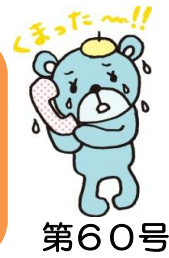


高知県立消費生活センター

地域見守り情報



気軽に借りてしまったが…まさかヤミ金融だったとは！！

ヤミ金融とは、貸金業法に基づく登録をしていなかったり、出資法に違反する高金利で貸し付けるなど、犯罪行為を行う悪質な金融業者のことです。

まともな業者を装って広告を出したり、電話やメールで「やさしく」勧誘してきますが、一旦申し込むと、法外な利息を請求し、脅迫的な取り立てや嫌がらせを行いますので、絶対に借入れしないでください。

【県内事例①】

携帯電話に「お金を貸しましょうか」と電話があった。丁度入り用だったので、2万円借りることにした。今日、借りた業者から電話があり「利息含め3万円返せ」と言われた。11日で1万円の利息になるので「返せない」と答えると、「今日中に1万円振り込め」と脅され、ヤミ金融であることに気づき怖くなった。
(30代男性)

【県内事例②】

携帯サイトで「10秒でお金を借りられる業者を紹介」という広告を見てアクセスした。申込のため運転免許証と健康保険証をFAXすると、業者から電話があり「150万円の枠がある」「持ち家のある人を保証人にするように」と言われた。

「そのような人はいない」と答えると、手数料として11万円の先払いを求められた。おかしいと思いキャンセルすると、16万円のキャンセル料を請求された。

「払えない」と言って電話を切ったが、職場や息子の保育園に嫌がらせの電話をかけられ困っている。
(30代男性)

アドバイス

1. 被害にあわないためには、甘い誘惑話に惑わされることなく、無登録業者、高金利業者といった違法な金融業者を利用しないことが一番の防衛策です。
2. まず、登録番号のある登録業者であるか確認し、出資法の上限金利（年20%）を超える高金利でないか確認しましょう。（架空の登録番号を使う場合もあります。）
3. 「即日融資・無審査」「必ず貸します」「超低金利」などの誇大広告は違法な金融業者の手口なので、注意しましょう。
4. 電話やFAXによる借入れは手軽・簡単な反面、違法な金融業者の可能性があるので、十分に気を付けてください。
5. 現に、脅迫による取り立てや嫌がらせを受けている場合は、警察（全国共通短縮ダイヤル#9110）に相談してください。
6. 多重債務など借金の返済に関する悩みは、消費生活センターにご相談ください。

